

井手町公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備業務事業者候補選定 プロポーザル募集要項

1 実施方法

本公募型プロポーザルは、井手町公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備業務について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める審査項目によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものである。

2 実施概要

- (1) 委託番号 7 企委第 5 号
- (2) 委託名 井手町公共施設等総合管理計画策定及び固定資産台帳整備業務
- (3) 履行期間 ①公共施設等総合管理計画策定
契約日から平成 28 年 3 月 30 日 (水)
②固定資産台帳整備
契約日から平成 29 年 3 月 30 日 (木)
- (4) 委託内容 別紙 1 「業務委託仕様書」による。
- (5) 見積限度額 ①公共施設等総合管理計画策定
平成 27 年度 6,000,000 円 (税込)
②固定資産台帳整備
平成 27 年度 4,000,000 円 (税込)
平成 28 年度 8,000,000 円 (税込)

3 プロポーザルに係る日程

- (1) 質問の締切 平成 27 年 10 月 13 日 (火) 正午まで
- (2) 質問の回答 平成 27 年 10 月 15 日 (木)
- (3) 参加申込受付期間 平成 27 年 10 月 15 日 (木) から
平成 27 年 10 月 20 日 (火) まで
- (4) 提案書受付期間 平成 27 年 10 月 23 日 (金) まで
- (5) 結果通知予定日 平成 27 年 10 月下旬

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとし、町がその資格を認めた者とする

- (1) 本町の一般競争入札 (指名競争) 入札参加資格者名簿に登載されているこ

- と。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
 - (3) 井手町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年井手町告示第33号）による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
 - (5) 本業務を遂行するために必要とされる公会計・固定資産台帳の専門的知識と経験を有する人材を派遣することができ、主体的に委託業務を実施することとし、本町が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための関係各課との調整及び検討を効率的かつ効果的に行うことが可能であること。
 - (6) 過去3年間（平成24年度～平成26年度）において、地方計画等策定に関する地方公共団体からの業務受託実績を有していること。

5 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 「参加申込書」
- (2) 提出場所 〒610-0302
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67
井手町役場企画財政課（担当 仁木）
- (3) 提出方法 提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は、参加申込受付確認票返信用封筒（長形3号封筒に82円切手を貼り、返信先宛名を記載したもの）1通を同封し、事前に連絡すること。
- (4) 提出期限 平成27年10月20日（火）

6 提案書の提出

別紙「提案書等作成要領」に基づき、平成27年10月23日（金）午後5時必着とする。

7 審査方法等

- (1) 本提案に係るプレゼンテーションは実施しない。
- (2) 本提案書の審査については、本町職員で構成する選定委員会において行う。
- (3) 本提案書の選考経過については、公表しない。
- (4) 審査結果については、プロポーザル参加業者すべてに通知するが、異議申立ては認めない。
- (5) 審査結果は、FAXにより通知する。なお、選定した者には別途公文書で通知する。

(6) 評価方法・基準については、下記のとおりとする。

①評価の方法について

評価は、選考委員会による企画提案の内容・実施能力等に関する評価を合計した点数を比較し、最も高い企画提案の提出者を契約候補者として審議のうえ決定する。

②評価基準について

100点を満点として、下表の配点による評価を行う。

評価項目	配点
・業務を円滑かつ適切に遂行できる体制を有しているか。	25点
・公共施設等総合管理計画策定について、国の指針等を理解し、確実に実施できる業務スケジュール等が提案できているか。	25点
・固定資産台帳整備について、国の指針等を理解し、確実に実施できる業務スケジュール等が提案できているか。	25点
・提案書の内容が見やすく、理解しやすい構成となっているか。	25点

③企画提案書の内容に基づき、選考委員会の委員が項目ごとに評価を行い、配点に従って点数をつける。選考委員会委員全員の点数を合計し、委員数で除した数（小数点以下切捨て）をもって採点する

④その他

- ・最高得点者が複数生じた場合は、選考委員会での審議により第1順位を決定する。
- ・提案者が1者の場合も評価は実施する。ただし、評価結果において最低基準を満たさない場合は、契約候補者とししない。

8 契約の締結

選定した契約候補者と町とが協議し、本業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と町との協議により必要に応じて内容を変更したうで予定価格の範囲内で契約を締結するため、契約額は見積額と同じになるとは限らない。なお、選定した契約候補者と町との間で行う仕様の詳細事項について、協議が整わなかった場合は、評価結果において次点提案者（最低基準を満たしたものに限り）と協議を行うこととする。

9 その他の事項

(1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失

格とする。

- (2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (3) 参加申込書及び提案書は、返却しない。
- (4) 参加申込書及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。